

相談支援だより



令和6年 10月11日発行

岩戸支援学校 支援連携グループ相談・地域支援班

41日間の夏休みが終わり、生徒が元気な姿で登校してきました。大きな怪我や病気、トラブルの報告がなくうれしく思います。

先日開催された岩桜祭では保護者、卒業生、地域や関係機関…合計600余名の方々が来校いただきました。ありがとうございます！

さて、今回の相談支援だよりでは、最近よく聞く【スキマバイト】について、進路担当の三浦先生、西尾先生に伺った内容をお伝えします。



永田先生

先日、岩桜祭で来校した卒業生が【スキマバイト】の話をしていました。最近よく耳にする言葉ですが、実際にはどのようなものなのでしょうか？今回は進路担当の三浦先生と西尾先生にいろいろと教えていただきます。よろしくをお願いします。

【スキマバイト】とは、端的に言うと『自分の都合のいい時間だけ仕事をする』ことです。一般的に短期バイトと言われているものよりもさらに短期の仕事のため“単発バイト”とも呼ばれています。メリットとしては時間に縛られず、**自分の都合のいい時だけ働ける**という点が挙げられます。



三浦先生

デメリットとしては、ほぼ毎回はじめての職場になるため**環境に馴染めず仕事にならないこと**や**契約した内容とは違う内容の仕事させられる（本人の勘違いも含めて）**という点が挙げられます。また、職場の人から本人の名前ではなく、登録したアプリの名前で呼ばれることもあるそうで「**大切にされている**」**感覚が得られない**ということも聞いたことがあります。



西尾先生

もっとも気をつけなければいけない点は**知らない間に『闇バイト』に応募してしまっているかもしれない**ということです。通常のアバイトであれば、履歴書を提出したり面接を受けたりして採用が決まりますが、スキマバイトはアプリやSNSから応募できるため**仕事内容を理解していないまま、言われるがまま仕事をする（させられる）**というトラブルもあります。



三浦先生



永田先生

アプリやSNSから応募できるということは保護者が知らないうちにスキマバイトをして、収入を得ている可能性もあるということです。子どもが**安心して安全にスマホを使用できるよう、使い方について家庭で話し合ったり、フィルタリング設定等**をしたりしてください。



永田先生

アルバイトの希望がある場合、学校に申請することになっていますが流れについて教えてください。

基本的には

- ①アルバイトをすることについて家庭で検討する
- ②アルバイトしたい旨を担当に申し出る（学校内で協議）
- ③「アルバイト申請書」を受けとり、必要事項を記入し、提出する
- ④校長先生と面談をして、「アルバイト許可書」「アルバイト届出書」を受けとり、アルバイト先が決まり次第、「アルバイト届出書」を提出する。これが基本的な流れになります。



西尾先生



永田先生

なぜこのような手続きが必要なのでしょう？また、アルバイトをする上での心構えや気を付けなければいけないことを教えてください。

大きな理由は2つあります。1つ目は学校生活をきちんと行えた上で、仕事内容や時間等が**高校生としてふさわしいアルバイトをしてほしい**という理由です。2つ目は**卒業後の進路に影響がでる可能性がある**ということを承知しておいてほしいという理由です。また、アルバイト先について学校が紹介することはありません。アルバイト先でのトラブル等については保護者の責任のもと解決する（学校は関知しない）ということについても理解した上で**家庭で十分な話し合いをお願い**しています。



三浦先生

卒業後にアルバイトをする際にも注意が必要です。2つの仕事を掛け持ちで行う『ダブルワーク』は**心身共に負担**がかかります。また、進路先との**契約でダブルワークやアルバイトが禁止されている場合**もあります。卒業生の中にも「収入を増やしたい」、「ステップアップやスキルアップのため」副業を考える方もいますが、そのことで**本業に支障が出ては元も子もありません。家庭や学校に相談し、慎重に進めるように**してください。



西尾先生



永田先生

アルバイト先でのトラブル（「時給が面接時と違う」「売れ残った商品の買取を強要される」など）【おかしい！】と思ったらお近くの労働局、労働基準監督署へ相談することができることも教えてください。
三浦先生、西尾先生お忙しい中、ありがとうございました！



岩戸さくら

先生のイラストは本校生徒が描いてくれました。とっても上手ですね♪